

---

---

**必携**

---

---

# 交通事故 重要判例要旨集

**【第3版】**

---

---

交通事故判例研究会 編著



**立花書房**

---

---

**必携**

---

---

# **交通事故 重要判例要旨集**

**〔第3版〕**

---

---

**交通事故判例研究会 編著**

**立花書房**

### 第3版はしがき

近年の交通犯罪の動向をみますと、道路交通法違反事件の取締件数は減少傾向にあり、そのうち、比較的悪質な道路交通法違反である非反則事件として検察庁に送致される事件の取締件数は平成12年から減少し続けており、酒気帯び・酒酔い運転事犯に至っては、平成期最多であった平成9年の約17分の1と大幅な減少となっています。その要因としては様々なことが考えられますが、現場の警察官が適切に指導、取締りを続けてきたことが大きな要因のひとつと考えられます。

しかしながら、道路交通法違反事件の取締件数が減少傾向にあるとはいえ、その数が依然として多いことは否めず、今後も適切な指導、取締りを継続する必要がありますが、適正な指導・取締りをするためにも、道路交通法を正確に理解しておくことが必要ですし、そのためには、判例をしっかりと理解しておくことが欠かせないことは言うまでもありません。

また、交通事故、すなわち自動車運転過失致死傷事件の処理に当たっては、道路交通法に違反することが必ずしも過失の根拠となるものではありませんが、道路交通法に規定された義務を果たさないことが過失の根拠となることが多く、交通事故の処理においても関連する判例の理解は欠かせません。

本書は、道路交通法に関連する必要な判例を網羅していて、発刊以来、多くの実務家や研究者に愛用されており、かくいう私も、道路交通法違反の事件だけでなく、自動車運転過失致死傷事件の処理をする際には、必ず本書の関連判例を参照するように心がけております。

今回、第3版の改訂作業に関与させていただくことになり、平成30年以降の交通事件の判例に当たってみたところ、実務において参考となる判例が数多く出されていることが分かりました。そこで、それらを補充することとし、これによって、近時の判例動向を反映させることができ、本書の利用価値もさらに高まったものと思われま

す。

#### 4 第3版はしがき

これまで同様、本書が、実務家や研究者の皆様にご愛用いただけることを祈念するとともに、本書の編纂において、適宜、適切なアドバイスをいただいた立花書房編集部長の馬場野武氏、同部参与の本山進也氏等に厚く御礼を申し上げます。

令和6年1月1日

最高検察庁検事  
(前東京地方検察庁交通部長)

佐久間 進

## 第2版はしがき～推薦の言葉に代えて～

本書「必携 交通事件重要判例要旨集〔第2版〕」は、平成25年9月に初版が刊行され、以来、交通事件捜査に携わる多くの関係者の支持を得て、その傍らに置かれてきた。現在でも、その価値は些かも衰えるものではないが、初版刊行から5年以上の歳月が過ぎ、この間、道路交通法が複数回改正され、初版刊行当時に公布・施行された、免許を受けようとする者等がてんかんその他の一定の病気等に該当するかどうかを調査するための質問等に関する規定の整備、無免許運転等に対する罰則の引き上げ、無免許運転幫助行為に対する罰則規定の整備等を内容とする改正道路交通法の適用事例が出てきている。また、従前の規定に関しても、この間、交通事件捜査に携わる者であれば、把握しておくべき重要な判決等が数多く言い渡されてきた。

そこで、今般、交通事件判例研究会では、初版刊行後の法令改正や判例・裁判例の集積等を踏まえ、本書に収録する判例・裁判例の見直しを行った。

昨今の権利意識の高まりや活発な弁護活動もあって、事件捜査は困難な場合が多いが、交通事件捜査も例外ではない。一方、ドライブレコーダーの装着率が高くなるなどして、事件時の痕跡を客観的に保存できるような証拠収集が可能になるなど、捜査手法自体の変化も著しいところがある。このような交通事件捜査を取り巻く状況変化が判例・裁判例に影響し、反映されていることは言うまでもないが、捜査それ自体の遂行に当たっても、裁判所の事実認定や法律判断の傾向を理解していることがどれだけ役に立つか、言をまたないであろう。

事件捜査は、この世の中のどこかにあるであろう証拠を収集し、形にしていく創造的作業であるが、その前提として、当該事件の解決に当たり、どのような証拠を収集していくかという捜査方針を決めなければならない。そのひとつの指針が判例・裁判例であり、交通事件捜査に携わる者は、自身が手掛けている事件に関連する判例・裁判例の存否、内容及び射程範囲を把握している必要がある。本書は、その手助けになることを祈念して編纂したものである。

## 6 第2版はしがき～推薦の言葉に代えて～

本書の編集や校正等に当たり、編に当たった交通事件判例研究会の各位、立花書房出版部馬場野武部長、同部中埜誠也氏、同部秋山寛和氏等、御尽力・御協力いただいた方々に厚く御礼を申し上げます。

本書である第2版が、交通事件捜査に携わる捜査官をはじめ、本書を手にとられた方々の職務や、研究に貢献できることを願ってやまない。

令和元年5月

前東京地方検察庁交通部長

(現東京地方検察庁総務部長)

松井 洋

## は し が き

道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に資するため、数々の規定を設けている。また、規定の多くについては、違反した行為を処罰することとしている。

交通規制については、技術的な面が占める割合が多く、道路交通法違反事件の捜査・処理において注意を要する点が多い上、反則制度と刑事事件との関係でも留意すべき問題が少なくない。

道路交通法違反事件については、法律の解釈、事実の認定、捜査の手法等に関して、膨大な裁判例が蓄積されており、同法違反事件の捜査・処理に当たっては、これらの裁判例を検討する必要があることも多い。本書はこれら膨大な裁判例の中から、重要と思われるものを選別し、道路交通法等の条文ごとに整理して記載したものである。

なお、本書「必携 交通事件重要判例要旨集」を編集するに当たっては、特に以下の4点に配慮した。

- 1 判例は基本的に罰則規定ではなく、禁止・命令規定の各条に記載しているが、特に罰則規定の箇所に記載した方がわかりやすいもののみ、そちらに記載している。
- 2 複数の論点について判断している判決については、原則として1か所に判文を掲載し、別の部分では参照を求め、判決・決定文の該当部分冒頭にかっこ書きで、判例番号を表示している。
- 3 同一の問題につき、最高裁、特に大法廷の判断がなされ、判例として確立していると認められる場合には、下級審の裁判例（大法廷の判断の場合は小法廷の判断）は原則として掲載しない。
- 4 判文は、固有名詞の一部を記号化し、証拠の引用を省略したほか、難読字や表現を改めた箇所があるので留意されたい。変更箇所の文責は編者にある。

最後に、本書の出版や校正等に当たり、東京地方検察庁交通部長畑野隆二氏、立花書房出版部次長馬場野武氏、同部秋山寛和氏、同部参与本山進也氏に、きめ細かいアドバイスと献身的な御助力をいただいた。厚く御礼を申し上げる。

## 8 はしがき

本書が、日夜困難な交通事件の対応に当たっておられる警察官諸氏のお役に立つことがあれば幸いである。

平成25年6月

交通事件判例研究会  
前東京地方検察庁交通部長  
(現東京地方検察庁公判部長)  
千田恵介



## 凡 例

### 【判例集等略語】

刑 集	最高裁判所刑事判例集
民 集	最高裁判所民事判例集
集 刑	最高裁判所裁判集刑事
集 民	最高裁判所裁判集民事
高 刑	高等裁判所刑事判例集
東 時	東京高等裁判所刑事判決時報
高 檢	高等裁判所刑事裁判速報 (又は高等裁判所刑事判決要旨速報)
高裁特	高等裁判所刑事裁判特報
下 刑	下級裁判所刑事裁判例集
一 審	第一審刑事裁判例集
刑 月	刑事裁判月報
裁 時	裁判所時報
家 月	家庭裁判月報

### 【雑誌等略語】

警 公	警察公論
警 学	警察学論集
判 時	判例時報
判 夕	判例タイムズ
曹 時	法曹時報
法 時	法律時報
ジュリ	ジュリスト
刑ジャ	刑事法ジャーナル
月 交	月刊交通

# <目 次>

## 必携 交通事件重要判例要旨集 〔第3版〕

### <第1編>

#### 道路交通法

第2条第1項、第3条、第4条、第6条、  
第7条、第8条、第10条、第13条、  
第14条、第17条、第21条、  
第22条、第24条、第25条、  
第25条の2、第26条、第27条、

第28条、第30条、第32条、  
第33条、第34条、第35条、  
第36条、第37条、第38条(第1項)、  
第38条(第2項)、第41条、第42条、  
第43条、第44条、第45条、

第47条、第52条、第53条、  
第54条、第62条、第64条、  
第65条、第66条、第67条、  
第68条、第70条、第71条、  
第72条、第73条、第75条、

第75条の8、第76条、第77条、  
第87条、第89条、第91条、  
第92条、第95条、第101条、  
第103条、第107条、第107条の2、  
第109条、第116条、

第117条の4第4号、第118条の2、  
第119条の2、第123条、第125条、  
第126条、第127条、第128条、  
第130条

### <第2編>

#### 刑 法

第60条、第62条、第103条、  
第156条、第157条、第158条、  
第159条、第246条

### <第3編>

自動車の保管場所の確保等に関する法律  
第11条

### <第4編>

#### 道路運送車両法

第4条、第6条、第58条、  
第63条の4、第66条、第94条の5、  
第98条

### <第5編>

#### 道路運送法

第4条、第99条

### <第6編>

#### 自動車損害賠償保障法

第5条、第8条

第3版はしがき

第2版はしがき～推薦の言葉に代えて～

はしがき

凡 例

## ＜第1編＞ 道路交通法

### 第2条第1項 定 義

#### 第1号

#### 道 路

#### 1 「一般交通の用に供するその他の場所」に当たるとされた事案

- |            |          |   |   |
|------------|----------|---|---|
| <b>判 例</b> | <b>1</b> | ＜東京高判昭37・7・30＞ ……………                                      | 2 |
|            |          | 海岸埋立地の道路の形態をなした場所が「一般交通の用に供する場所」に当たるとされた事案                |   |
| <b>判 例</b> | <b>2</b> | ＜最（2小）決昭44・7・11＞ ……………                                    | 3 |
|            |          | 私有地であっても、不特定の人や車が自由に通行できる状態になっている場所は、道路交通法上の道路であると解すべきである |   |
| <b>判 例</b> | <b>3</b> | ＜名古屋高判昭56・7・14＞ ……………                                     | 3 |
|            |          | 店舗付属の駐車場内の、駐車位置区画線のない通路部分が「一般交通の用に供する場所」に当たるとされた事案        |   |

- 判例 4** <大阪高判昭 62・10・14> ..... 5  
 舗装復旧工事中で、従来設置されていた工事柵が2、3日前に撤去された府道  
 であっても、現に一般の通行の用に供され、車両等が通行していると認められる  
 から道路に当たるとされた事案
- 判例 5** <大阪高判昭 62・10・27 (256、463 と同じ)> ..... 5  
 文化住宅の間にあり、主に同住宅の居住者又は同住宅への来訪者のみが通行に  
 供している袋小路が、道路交通法上の道路に当たるとして、同法違反（無免許運  
 転）の成立が認められた事案
- 判例 6** <東京高判平 13・6・12 (398 と同じ)> ..... 7  
 コンビニエンスストアの来客用駐車場が道路交通法上の道路に当たるとして、  
 同法違反（報告義務違反）の成立が認められた事案
- 判例 7** <大阪高判平 14・10・23 (351 と同じ)> ..... 7  
 店舗を訪れる不特定多数の者の利用に供されている駐車場の一部が道路交通法  
 上の道路に当たるとして、同法違反（酒気帯び運転）の成立が認められた事案

2 「一般交通の用に供するその他の場所」に当たらないとされた事案

- 判例 8** <岡山地倉敷支判昭 58・1・7 (257、374 と同じ)> ... 10  
 製鉄所構内通路は道路交通法上の道路に当たらないとして、同法違反（無免許  
 運転・安全運転義務違反）の成立が否定された事案
- 判例 9** <東京高判平 12・10・31 (350 と同じ)> ..... 15  
 コンビニエンスストアの駐車場の利用状況が明らかでないので、同所は道路交  
 通法上の道路に当たるとは認められないとして同法違反（酒気帯び運転）の成立  
 を否定したが、同駐車場に入る直前の道路における酒気帯び運転を対象とした予  
 備的訴因は、当初の訴因と公訴事実の同一性を欠くものではないとして、予備的  
 訴因が認定された事案
- 判例 10** <東京高判平 14・10・21> ..... 16  
 月極駐車場が、道路交通法上の道路に当たらないとされた事案
- 判例 11** <東京高判平 17・5・25 (399 と同じ)> ..... 18  
 コンビニエンスストア駐車場の通路部分は道路交通法上の道路に当たるが、駐  
 車区画部分はこれに当たらないと認定した上、通路部分において二回繰り返しを  
 行った後、後退して駐車区画部分に進入し事故に至った場合、これを通路部分に  
 おける被告人車両の交通に起因した事故とは認められないとして、同法違反（救  
 護・報告義務違反）の成立が否定された事案

## 第 3 号

---

### 車 道

**判 例 12** <東京高判昭 53・8・3> ..... 19

歩車道の区別のある車道部分の路端に沿って引かれた白線は、道路構造令 2 条 11号の「側帯」の標示に該当し、その路端側部分も車道に属する

## 第 3 号の 4

---

### 路 側 帯

**判 例 13** <東京高判平 23・12・7> ..... 20

大規模店舗の駐車場出入口として使用されている歩道の切り開かれた部分を路側帯と認定した事案

## 第 5 号

---

### 交 差 点

#### 1 交差点の範囲

**判 例 14** <最 (3 小) 決昭 43・12・24> ..... 21

道路交通法 2 条 5 号にいう道路の交わる部分とは、車道と車道が交わる十字路の四つ角にいわゆるすみ切りがある場合には、各車道の両側のすみ切り部分の始端を結ぶ線によって囲まれた部分をいう

**判 例 15** <東京高判昭 58・6・2> ..... 22

東西に通じる道路に南方からの道路と北方からの道路がいずれも直角に近い角度で交わっており、かつ南方からの道路の南西の側線の延長線が、北方からの道路の北東の側線より内側にある交差点は、2 個の丁字路交差点ではなく 1 個の変形十字路交差点であるとし、また、交差点の範囲の確定につき始端垂直方式を採用した事案

**判 例 16** <東京高判昭 60・3・18 (76、164、192 と同じ)> .... 23

路側帯が設けられている道路においては、路側帯を含めて道路の交わる部分が交差点であり、右折車は、路側帯を適法に通行する自転車等の軽車両の直進車の進行を妨げてはならない

## 2 交差点に当たらないとされた事案

**判例 17** <最(1小)判昭46・10・14(385と同じ)> …………… 24

駐橋に接続する取付道路を下降し、この取付道路がその両側にこれと並行して水平に走る各市街路(幅員各6.2メートル)と合して幅員22.7メートルの水平道路となった地点は、交差点に当たらない

### 第17号

#### 運 転

**判例 18** <最(3小)判昭48・4・10> …………… 24

駐車中の自動車を新たに発進させようとする場合において、かかる自動車を「本来の用い方に従って用いた」とは、単にエンジンを始動させただけでは足りず、いわゆる発進操作を完了することを要し、かつそれをもって足りるとして、運転に当たらないとされた事案

**判例 19** <東京高判昭59・7・9(255と同じ)> …………… 25

道路交通法所定の「運転」に当たるためには、その行為が、同法所定の「道路」においてなされたものであることを確定する必要があるから、犯罪の場所を明示することは「罪となるべき事実」の摘示に不可欠である

### 第18号

#### 駐 車

**判例 20** <最(2小)決昭39・3・11(240と同じ)> …………… 26

歩車道の区別のない道路において、電話をかける用件が生じたので、普通乗用自動車のエンジンを止めた上、7メートル離れた赤電話のところに行き、電話帳で先方の電話番号を調べて電話をかけようとした事案につき、駐車と認めたもの

**判例 21** <京都簡判平7・12・15(241、514と同じ)> …………… 26

「車両を離れて直ちに運転することができない状態」にあると認定した事案

### 第20号

#### 徐 行

**判例 22** <大阪高判昭59・7・27(215、226と同じ)> …………… 28

時速10キロメートルであっても道路交通法上の徐行に当たる

## 第21号

### 追 越 し

**判 例 23** <福岡高判昭 45・11・16> ..... 29

道路交通法にいう「追越し」とは、同一の進路上にある他の車両（前車）に追いついて進路を変更し、その前車の側方を通過して当該前車の前方に出ることをいう

## 第22号

### 進 行 妨 害

**判 例 24** <東京高判昭 53・10・25 (174 と同じ)> ..... 29

市道（幅員約3.7メートル）を進行し、国道（車道幅員約14メートル）と交わる交通整理の行われていない交差点の手前で一時停止をして同交差点に進入を開始し、国道を進行中の自動車に急制動をかけさせた事案につき、道路交通法2条1項22号、36条2項にいう進行妨害に該当するとされたもの

## 第 3 条 自動車の種類

**判 例 25** <最（3小）決平 18・2・27 (264 と同じ)> ..... 32

乗車定員が11名以上の自動車は大型自動車とされていた法制度の下で、もともと座席が15人分設けられていたが、座席の一部が取り外されて現実に存在する席が10人分以下となっていた自動車を普通自動車免許で運転した事案につき、乗車定員の変更につき、自動車検査証の記入を受けていない自動車は、なお道路交通法上の大型自動車に当たるとして、無免許運転罪の成立を是認したもの

## 第 4 条 公安委員会の交通規制

### 1 合憲性・有効性

**判 例 26** <札幌高判昭 59・4・10 (239 と同じ)> ..... 34

公安委員会の駐車禁止規制につき、道路の一部区間が幅広くなっているなどの特殊事情があっても、道路交通法4条1項に基づく裁量の範囲を逸脱せず、また憲法31条にも違反しないとされた事案

**判例 27** <東京高判昭 59・9・10 (75と同じ)> ..... 35

道路標識等による追越しのための右側はみだし通行禁止の区間が15.75キロメートルに及んでいて、いささか長大であり、交通の円滑を阻害するきらいなしとしないから、よりきめ細かな方策を検討する余地があるとしても、それは第一次的には公安委員会の裁量に委ねられており、違法・無効とはいえないとされた事案

**判例 28** <最(1小)判昭 60・12・19 (80と同じ)> ..... 36

道路標識等による最高速度の指定を公安委員会に委任することは、憲法31条、73条6号に違反しない

**判例 29** <東京高判平 3・12・24 (81と同じ)> ..... 37

公安委員会が行う最高速度の指定は、法の委任の範囲内においてその裁量によりこれを定めるという性質を有する行政処分であり、仮に公安委員会のした最高速度の指定が相当でないとしても、同指定に公安委員会の裁量権を著しく逸脱するような重大な瑕疵がある場合でなければ、これが無効とされることはない

## 2 信号機による交通規制

**判例 30** <神戸簡判昭 58・4・25 (50と同じ)> ..... 38

信号機の灯器の灯火の光度に関する道路交通法施行規則4条2項1号は訓示規定であって、法4条に規定する道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るという目的にかなう程度の見やすいものであれば、その信号機及びその表示する信号は適法かつ有効である

## 3 道路標識等による交通規制

### (1) 一時停止

**判例 31** <大阪高判昭 41・10・31 (229と同じ)> ..... 39

交差点における一時停止場所を指定する道路標識の設置が、その設置場所、方法からみて適法になされているとされた事案

**判例 32** <大阪高判昭 44・5・14 (230と同じ)> ..... 40

一時停止の道路標識の設置場所が必ずしも適切とはいえないが、具体的な事情を考慮すると無効な規制標識とはいえないとして、被告人の一時停止違反を認めた事案

**判例 33** <大阪高判昭 45・9・17 (227と同じ)> ..... 41

交差点の東西南北の角に設置された「危険、一時停止、〇〇警察署」と大書した大きな立て看板は、道路交通法2条15号にいう道路標識ではない



**判 例 34** <東京高判昭 47・1・20 (228 と同じ)> ..... 41

一時停止場所を指示した県公安委員会告示の指定場所欄の記載と摘要欄の記載とに食い違いがあるため、場所の特定を欠き有効な指定がなされていないものとされた事案

**判 例 35** <名古屋高判昭 50・12・10 (231 と同じ)> ..... 43

道路標示「停止線」が、道路標識から約40メートルも交差点内に入ったところに表示されていたが、道路標識の設置場所からその前方の交差点内の道路標示「停止線」を見ることができたから、道路標示は有効であるとされた事案

**判 例 36** <東京高判昭 54・6・26 (232 と同じ)> ..... 44

一時停止の規制標識が交差点の「直近の必要な地点」に設置されていると認められた事案

**(2) 速度規制****判 例 37** <福岡高判昭 42・10・21> ..... 45

道路右側に設置された最高速度を指定する道路標識が有効とされた事案

**判 例 38** <最 (2小) 決昭 48・2・12 (79 と同じ)> ..... 47

最高速度を時速40キロメートルとする旨の速度規制を表示する道路標識が、通常の運転をする者が容易にその内容を識別できる適法有効なものとはいえないとされた事案

**判 例 39** <東京高判平 29・9・8> ..... 47

最高速度を時速100キロメートル以上上回る速度超過事犯を罰金に処した第一審を破棄・自判して、懲役刑の判決を言い渡した事案

**(3) 通行の禁止等****判 例 40** <最 (2小) 判昭 37・4・20 (67 と同じ)> ..... 48

一方通行を指定する場合は、一方通行入口に指導標識を設置するほか、一方通行出口等所要の場所に禁止標識を設置しなければならない

**判 例 41** <鹿児島簡判昭 39・10・12> ..... 49

一方通行違反につき、道路標識の表示が明確性を欠いていたとして過失が否定された事案

**判 例 42** <東京高判昭 40・7・23> ..... 51

一方通行と指定された道路の中途に当たる分岐点に何らの規制標識が設置されていなかった場合の一方通行の規制の効力

- 判例 43** <最(2小)判昭41・4・15(68と同じ)> ..... 53  
 道路標識の設置方法が適切でないため、適法かつ有効な一方通行の規制がなされていないものとされた事案
- 判例 44** <最(3小)判昭43・12・17(69と同じ)> ..... 54  
 道路標識の表示内容がまぎらわしいため、適法かつ有効な右折進行禁止の規制がなされていないものとされた事案
- 判例 45** <神奈川簡判昭56・3・31> ..... 56  
 指定方向外進行(左折)禁止の道路標識が、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める設置場所に設置されていなかったとして、その規制の効力が否定された事案

**(4) 優先道路を示す中央線**

- 判例 46** <東京高判昭56・2・9(169と同じ)> ..... 60  
 優先道路を示す中央線の破線の一部が消えていても、中央線としての道路標示を無効にするほどの重大な瑕疵ではないとして、非優先道路から当該優先道路と交差する交通整理の行われていない交差点に進入した自動車の運転手に安全確認義務があるとされた事案

**(5) 駐車禁止**

- 判例 47** <下関簡判昭37・9・29(238と同じ)> ..... 61  
 駐車禁止指定区間における駐車行為につき、駐車禁止の有効な標識の不存在を理由に無罪が言い渡された事案

**第6条 警察官等の交通規制**

- 判例 48** <最(1小)決昭44・5・22(167と同じ)> ..... 65  
 道路交通法にいう「交通整理の行われていない交差点」とは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等により、「進め」、「注意」、「止まれ」等の表示による交通規制の行われていない交差点をいう
- 判例 49** <東京高判昭46・12・22(168と同じ)> ..... 65  
 道路交通法にいう「交通整理」とは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等により一定の時間は一方の道路を自由に通行させ、その間他の交通を停止させることを交互に反復する措置をいう

## 第7条 信号機の信号等に従う義務

### 1 信号の有効性

**判 例 50** <神戸簡判昭 58・4・25 (30 と同じ)> ..... 67

信号機の灯器の灯火の光度に関する道路交通法施行規則 4 条 2 項 1 号は訓示規定であって、法 4 条に規定する道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るという目的にかなう程度の見やすいものであれば、その信号機及びその表示する信号は適法かつ有効である

### 2 黄色灯火信号

**判 例 51** <最 (1 小) 判昭 47・5・4> ..... 68

最高制限速度40キロメートル毎時の道路においては、時速40キロメートルで進行する車両が安全に停止することができる制動距離に相応する距離が交差点入口まででない地点で、対面信号が黄色灯火信号に変わった場合には、時速40キロメートルを超過して走行している車両が交差点を通過しようとしたからといって、黄色灯火信号を看過又は無視した注意義務違反を問うことはできない

**判 例 52** <東京高判平 5・4・22> ..... 69

交差点の手前で対面信号機が青色から黄色に変わり、停止線の直前で停止できなくても、停止線の約30メートル手前において、前方横断歩道上に信号待ちをしている児童の姿を認めていたような状況の下では、黄色信号を認めた時点で急制動の措置を講じても停止するまでに停止線を越えてしまう状況にあったとしても、道路交通法上の義務はさておき、直ちに急制動の措置を講じ、できるだけ速やかに停止すべき注意義務があったとして、事故を惹起した被告人の過失を認定した事案

### 3 赤色灯火信号

**判例 53** <東京高判昭 55・6・19> ..... 70

大型ダンプカーを時速40キロメートルで運転して対面信号が赤色信号の交差点に差しかかったときは、対面信号がいまだ赤であるうちに、又は赤から青に切り替わるとほとんど同時に交差点に進入するような危険無謀な運転を避け、もってこのような進入に伴う重大な危険を回避すべきであり、自車が所定停止線位置で安全確実に停止するのに必要な最短の距離に接近してしまった時点で対面信号がなお赤のままであったときは、直ちに自車の停止の措置を講ずべきである

### 4 点滅信号

**判例 54** <最（3小）判昭 48・5・22（212と同じ）> ..... 72

自車と対面する信号機が黄色点滅を表示しており、交差道路の交通に対面する信号機が赤色点滅を表示している左右の見直しの悪い交差点に進入しようとする自動車運転者としては、特段の事情がない限り、交差道路から交差点に接近してくる車両の運転者において右信号に従い一時停止及び事故回避のための適切な行動をするものと信頼して運転すれば足り、それ以上に、あえて法規に違反して一時停止することなく高速度で交差点を突破しようとする車両のあり得ることまで予想した周到な安全確認をすべき業務上の注意義務を負うものではなく、被告人が道路交通法42条所定の徐行義務を懈怠していたとしても結論に影響はない

**判例 55** <最（1小）決昭 50・9・11（173と同じ）> ..... 75

赤色の灯火の点滅信号を表示する道路を進行する車両の運転者は、交差道路が黄色の点滅信号を表示している交差点においては、所定の位置において一時停止する義務を負うのはもとより、再度発進して交差点に進入するに当たっては、交差道路上の交通の安全を確認し、接近してくる車両との衝突の危険を回避するためその進行妨害を避けるなど所要の措置をとる義務がある

**判例 56** <大阪高判平 3・4・26（60と同じ）> ..... 77

自車と対面する信号機が黄色点滅を表示しており、交差道路の交通に対面する信号機が赤色点滅を表示している交差点に進入しようとする自動車運転者としては、特段の事情がない限り、交差道路から交差点に接近してくる車両の運転者において右信号に従い一時停止及び事故回避のための適切な行動をするものと信頼して運転すれば足り、それ以上に、あえて法規に違反して一時停止することなく高速度で交差点を突破しようとする車両のあり得ることまで予想した周到な安全確認をすべき業務上の注意義務を負うものではない

# <第1編>

## 道路交通法

## 第2条第1項

# 定 義

## 第1号

### 道 路

#### 1 「一般交通の用に供するその他の場所」に当たるとされた事案

判 例 1 <東京高判昭 37・7・30>

海岸埋立地における道路の形態をなした場所が「一般交通の用に供する場所」に当たるとされた事案

(東時 13・7・204)

#### 判 旨

一般交通の用に供するその他の場所とは、道路法に規定する道路、道路運送法に規定する自動車道以外の場所であって、現に不特定多数の人、車輛等の交通の用に供されている場所を指称し、その場所は必ずしも道路としての形態を完備していることを要しないし、また無条件に一般公衆に解放し、不特定の一般多数人が無制限に通行する場所のみに限定するものではない。本件場所は海岸埋立地で、道路法に規定する道路、道路運送法にいう自動車道ではなかったが、右埋立地内は人、車輛が何処でも自由に通行できる状態でなく、右場所は国道に連絡する道路を設置すべく道路敷を作り未完成ながら道路の形態をなした場所で、人、車輛はその道路敷内のみを通行し得かつ通行していたこと、そして附近に所用のある不特定多数の人、車輛は現にその通行の用に供していたものであるから、前記その他の場所に該当する。

## 第3条

# 自動車の種類

**判例** 25 <最(3小) 決平 18・2・27 (264と同じ)>

乗車定員が11名以上の自動車は大型自動車とされていた法制度の下で、もともと座席が15人分設けられていたが、座席の一部が取り外されて現実に存在する席が10人分以下となっていた自動車を普通自動車免許で運転した事案において、乗車定員の変更につき、自動車検査証の記入を受けていない自動車は、なお道路交通法上の大型自動車に当たるとして、無免許運転罪の成立を是認したもの

(刑集 60・2・253、裁時 1406・14、判時 1929・124、判タ 1208・101、集刑 289・149)

### 判旨

- 1 原判決の認定及び記録によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。
  - (1) 本件運転に係る自動車(以下「本件車両」という。)は、長さ502cm、幅169cm、高さ219cmで、もともとは運転席及び座席が合計15人分設けられていたが、被告人が勤務する建設会社において、かなり以前から、後方の6人分の座席を取り外して使用していた。しかし、本件車両の自動車検査証には、本件運転当時においても、乗車定員が15人と記載されていた。
  - (2) 被告人は、普通自動車と大型自動車とが区別され、自己が有する普通自動車免許で大型自動車を運転することが許されないことは知っていたものの、その区別を大型自動車は大きいという程度にしか考えていなかったため、上記(1)のような本件車両の席の状況を認識しながら、その点や本件車両の乗車定員について格別の関心を抱くことがないまま、同社の上司から、人を乗せなければ普通自動車免許で本件車両を運転しても大丈夫である旨を聞いたことや、本件車両に備付けられた自動車検査証の自動車の種別欄に「普通」と記載されているのを見たこと等から、本件車両を普通自動車免許で運転することが許されると思ひ込み、本件運転に及んだものであった。
- 2 道路交通法3条は、自動車の種類を、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型

## 第4条

# 公安委員会の交通規制

### 1 合憲性・有効性

**判例** 26 <札幌高判昭59・4・10(239と同じ)>

公安委員会の駐車禁止規制につき、道路の一部区間が幅広くなっているなどの特殊事情があっても、道路交通法4条1項に基づく裁量の範囲を逸脱せず、また憲法31条にも違反しないとされた事案

(高刑37・1・85、判時1125・176)

### 判旨

北海道公安委員会が定めた本件駐車禁止規制は、道路交通法4条1項所定の権限に基づき、札幌市における交通総量を削減して車両の排出ガスによる大気汚染の防止を図り、かつ日常生活において道路を利用する歩行者等いわゆる交通弱者の保護を図ることを目的として策定されたものであるところ、本件駐車禁止規制の実施当時札幌市の都市部においては、車両交通の過密化による大気汚染が憂慮すべき状態になっていて、都市部に流入する車両数を抑制する必要性が生じていたため、交通総量の削減対策が計画され、その一環として順次駐車禁止区間の拡大が図られてきていたが、前記〇〇1号線は同市の中心地に隣接した地域に位置し、周辺の道路もほとんど駐車禁止規制が実施されていて、〇〇1号線に対する駐車禁止規制は右計画においてその実施が急がれていたものであり、また、〇〇1号線の周囲には店舗、住宅等が多く、同道路は付近住民の日常生活用のものとしての色彩が強いにもかかわらず、多数の駐車車両が長時間路面を占拠して車両交通に支障を生じていたほか、歩行者や自転車利用者が道路左側端を通行することが困難となっており、所轄の警察署長から、歩行者に対する事故発生のおそれがあることを理由にして駐車禁止規制を求める上申がされていたことなどが認められるので、本件駐車禁止規制にはその策定目的にそう道路交通の状況があったといえることができる。



## 第6条

# 警察官等の交通規制

**判例 48** <最（1小）決昭44・5・22（167と同じ）>

道路交通法にいう「交通整理の行われていない交差点」とは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等により、「進め」、「注意」、「止まれ」等の表示による交通規制の行われていない交差点をいう

（刑集23・6・918、判時560・91、判タ236・207、集刑171・839）

### 判旨

道路交通法36条2項、3項にいう「交通整理の行われていない交差点」とは、信号機の表示する信号または警察官の手信号等により、「進め」「注意」「止まれ」等の表示による交通規制の行われていない交差点をいい、本件交差点のように、一方の道路からの入口に黄色の燈火による点滅信号が作動しており、他方の道路からの入口に赤色の燈火による点滅信号が作動している交差点も、これにあたるものと解するのが相当である。

**判例 49** <東京高判昭46・12・22（168と同じ）>

道路交通法にいう「交通整理」とは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等により一定の時間は一方の道路を自由に通行させ、その間他の交通を停止させることを交互に反復する措置をいう

（刑集27・5・1106、刑月3・12・1604）

### 判旨

道交法にいう「交通整理」とは、信号機の表示する信号または警察官の手信号等により一定の時間は一方の道路を自由に通行させその間他の交通を停止することを交互に反復する措置を指すもので、これを通行する者の側からいえば信号により通行が認

## 第7条

# 信号機の信号等に従う義務

### 1 信号の有効性

**判例 50** <神戸簡判昭 58・4・25 (30と同じ)>

信号機の灯器の灯火の光度に関する道路交通法施行規則4条2項1号は訓示規定であって、法4条に規定する道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るという目的にかなう程度の見やすいものであれば、その信号機及びその表示する信号は適法かつ有効である

(判時 1082・144)

### 判旨

【判例30】参照。

## 第8条

# 通行の禁止等

**判例 67** <最(2小)判昭37・4・20(40と同じ)>

一方通行を指定する場合は、一方通行入口に指導標識を設置するほか、一方通行出口等所要の場所に禁止標識を設置しなければならない

(刑集16・4・427、集刑141・885)

### 判旨

【判例40】参照。

**判例 68** <最(2小)判昭41・4・15(43と同じ)>

道路標識の設置方法が適切でないため、適法かつ有効な一方通行の規制がなされていないものとされた事案

(刑集20・4・219、判時443・23、集刑159・201)

### 判旨

【判例43】参照。

**判例 69** <最(3小)判昭43・12・17(44と同じ)>

道路標識の表示内容がまぎらわしいため、適法かつ有効な右折進行禁止の規制がなされていないものとされた事案

(刑集22・13・1508、裁時513・7、判時540・20、判タ229・117、集刑169・685)

### 判旨

【判例44】参照。

**第10条****通行区分（歩行者）****判例 71** <名古屋地判平 3・1・18 (77と同じ)>

駐車場から歩道を横断して車道に出ようとしてエンジンをかけたまま歩道直前で停止している自動車の運転者は、目前を通過した歩行者が自車の動静に注意を払ってくれるものと信頼して運転することが許されるものと解すべきであり、通過した歩行者が引き返してくるかどうかも確認する注意義務はない

(判時 1376・142)

**判旨**

(証拠略)によれば、以下の事実が認められ、この認定に反する証拠はない。

1 本件現場道路は東西に通じ、車道は幅員約6.6メートル、片側一車線で、北側に幅員約2.2メートルの歩道があり、北側歩道に接して駐車場がある。そして、被告人は、本件公訴事実の日時に、被告人車両（トヨタハイエース、車体の長さ4.69メートル）を運転して右駐車場から歩道を横断して車道へ出て右折しようとしたが、その際次の経過で、被告人車両と歩道を右方（西）から歩いてきたA（当時46歳）とが歩道上で衝突した。

2 右衝突前、被告人は、まず、駐車場と歩道との境界線のすぐ北側の地点（駐車場内の地点）で一時停止した。そのころAは、被告人車両の停止位置から2、3メートル東側の歩道上に自己の車を止めて降車し、その後、一時停止中の被告人車両の前を通過して、歩道上を左方から右方（西）へ歩いていった。

3 被告人は、一時停止後左右の歩車道の様子を観察した。歩道については、Aが前記のとおり自車の前を通り過ぎたのを確認し、右方から歩道上を走ってきた自転車車が通り過ぎるのを待ち、また、Aが右方3、4メートル先にいたのを認めている。

4 被告人は、Aが右方3、4メートル先にいたのを認めた後間もなく緩やかに発進したが、Aもそのころ自己の車に戻ろうとして、右後方を振り返りながら歩道上を東方の被告人車両の方へ戻り始め、被告人車両に注意を払わずに引き返してきて、振り

**第13条****横断の禁止の場所****判例** 72 <最(3小) 決昭45・7・28>

事故現場付近の道路及び交通の状況からみて、バスから下車した人がその直後において道路を横断しようとするところがあり得るのを予見することが、客観的にみて不可能ではなかったと認められるから、被告人がこのような交通秩序に従わない者はいないであろうという信頼をもっていたとしても、その信頼は具体的交通事情からみて客観的に相当でないとした事案

(判時 605・97、判タ 252・227、集刑 177・413)

**判旨**

なお、記録によれば、被告人がバスを下車した被害者の姿を衝突の直前まで発見していなかったことが認められるし、また、幼児のとび出しを予見しうべき具体的状況が存在したことを認めるに足る証拠もないのであるから、原審が、被害者が4才の幼児であることを理由にして、信頼の原則の適用を否定したのは、正当ではない。

しかし、記録によれば、本件事故現場付近の道路および交通の状況からみて、バスを下車した人がその直後において道路を横断しようとするところがありうるのを予見することが、客観的にみて、不可能ではなかったものと認められるのであるから、かりに、被告人が右のような交通秩序に従わない者はいないであろうという信頼をもっていたとしても、その信頼は、右の具体的交通事情からみて、客観的に相当であるとはいえないというべきである。

したがって、本件において信頼の原則の適用を否定した原判断は、その結論において、相当であるといわなければならない。

**第14条****目が見えない者、幼児、  
高齢者等の保護****判例** 73 <名古屋高判昭34・3・16>

進路前方の交差点左端で幼児（当時5歳）を同伴した大人が、車馬の通過を待避している姿勢で行んでいるのを発見した場合の自動車運転者の注意義務につき、信賴の原則を適用した事案

(高刑12・4・207)

**判旨**

被告人がよく前方を注視して運転していたとしても同人が交差点の25メートル手前附近を進行していた当時においては、Xは、Zの手をひき、リヤカーを左端によせ、その梶を東に真っすぐに向けたままの姿勢をとり、未だ国道を横断しようとする体勢になかったことは、前記証人Yの原審並びに当審における尋問調書に徴し認めるところである。しかも、被告人の運転する自動車からXらの立っていた場所に対する見通し関係は前認定のとおりであるから、Xらが被告人の自動車を望見することは、同自動車に先行する前記小型自動三輪車によって一時妨げられたときがあったにしても、少なくともXらが国道を横断しようとしたころには、もはや右自動三輪車もXらの横を通り過ぎた後であって、その他になんらの妨害物もなかったのであるから、もしXらが、わずかに後方を振り向いて国道を一見したならば、直ぐ後方の国道上に被告人の自動車が進行してくることを容易に発見することのできる状況にあったことも、また明らかである。

従って、かかる場合、自動車の運転者としては、たとえ、Xとその同伴するZらが、自己の進路前方の国道左端に立っているのを発見したとしても、この2人は、被告人の自動車の進行して来るのを知って、これが通過するのを待機しているものであり、また国道を横断することがあっても、XはZを連れたまま自動車の通過後に横断するものであることを期待して、自己の運転を継続するのが通常であって、この場合Zのごとき幼児を同伴する大人が、自動車の進路直前で、その同伴する幼児の手を放し、自分よりもさきに、幼児をして、ひとりでかけ出させて、国道を横断させるような無

## 第17条

# 通行区分（車両）

**判例** 74 <大阪簡判昭 41・3・5>

先行車の積み荷が落下するおそれがある場合は、道路交通法17条4項3号（現行同条5項3号）にいう「その他の障害」に含まれない

（下刑 8・3・460）

### 判旨

道路交通法26条1項によると、車輛等は同一進路を進行している先行車が急に停止したときにおいても、これに追突するのを避けることができるため必要な距離を保たなければならないと規定しているのであるから、同法17条4項3号にいう「その他の障害」とは、駐車中の車輛または故障のため運転不能の車輛等をいい、進行中の先行車や、先行車の直前を進行する車輛の積荷落下の虞れある場合は、これを含まないものと解するのが相当であるから、被告人の本件行為は同条3項の除外事由に当たらないものといわなければならない。

**判例** 75 <東京高判昭 59・9・10（27と同じ）>

道路標識等による追越しのための右側はみだし通行禁止の区間が15.75キロメートルに及んでいて、いささか長大であり、交通の円滑を阻害するきらいなしとしないから、よりきめ細かな方策を検討する余地があるとしても、それは第一次的には公安委員会の裁量に委ねられており、違法・無効とはいえないとされた事案

（高検昭 59・284）

### 判旨

【判例27】参照。

## 判例索引

## 〈大審院・最高裁判所〉

- 大判明28・11・4……………608  
 大判明45・2・27……………502  
 大判大6・5・25……………608  
 大判大15・5・19……………608  
 大判大15・12・13……………577  
 最大判昭24・5・18……………453  
 最大判昭25・2・1……………36  
 最(1小)判昭26・3・15……………502  
 最判昭29・1・21……………404  
 最判昭30・12・26……………372  
 最(1小)判昭31・2・29……………385  
 最大判昭32・2・20……………485、583  
 最(1小)決昭33・4・10……………459  
 最大判昭33・7・9……………36  
 最(3小)決昭33・10・21……………646  
 最(1小)判昭34・5・7……………499  
 最(1小)判昭35・3・3……………631  
 最大判昭35・7・20……………631  
 最(1小)判昭35・9・8……………453  
 最(1小)判昭37・4・12……………241  
 最(2小)判昭37・4・20……………48、95  
 最大判昭37・5・2……………390、540、582、583、  
 591、593、598、599  
 最大判昭37・5・30……………36  
 最大判昭38・4・17……………543、604  
 最(3小)決昭38・4・30……………562  
 最(3小)決昭38・5・28……………528  
 最(2小)決昭39・3・11……………26、353  
 最(1小)決昭39・8・13……………354  
 最(2小)決昭40・1・29……………387  
 最大判昭40・10・27……………542、584  
 最(3小)判昭40・10・27……………354  
 最(3小)判昭40・11・2……………242  
 最(2小)決昭41・3・30……………484  
 最(2小)判昭41・4・15……………53、95  
 最(3小)判昭41・12・20……………249  
 最(1小)決昭42・3・16……………606、612  
 最(2小)判昭42・6・9……………386  
 最(2小)決昭42・10・12……………586  
 最(2小)判昭42・10・13……………234、256、258  
 最(1小)判昭42・12・21……………383  
 最(3小)判昭43・2・27……………445  
 最(2小)決昭43・3・16……………226  
 最(3小)判昭43・7・16……………282、326、333  
 最決昭43・4・30……………760  
 最(3小)決昭43・12・17(刑集22・13・1476)…667、668  
 最(3小)判昭43・12・17(刑集22・13・1508)…54、95  
 最(3小)判昭43・12・17(刑集22・13・1525)…344  
 最大判昭43・12・18……………631  
 最(3小)決昭43・12・24……………21  
 最(1小)決昭44・5・22……………65、268  
 最大判昭44・6・18……………647、705  
 最(1小)判昭44・6・26……………583  
 最(2小)決昭44・7・7……………563  
 最(2小)決昭44・7・11……………3、10  
 最大判昭44・12・24……………115、118、121、135  
 最(3小)判昭45・3・31……………247、249、358  
 最(2小)判昭45・4・10……………564、573、576  
 最大判昭45・6・17……………631  
 最(3小)決昭45・7・28……………100  
 最(3小)判昭45・7・28……………583、584  
 最(1小)判昭45・9・24…217、256、258、304、517



- 最(3小) 決昭45・11・10……………270
- 最(2小) 決昭46・5・13……………224、341、506、509、  
511、514、519
- 最(2小) 決昭46・6・23……………283
- 最(2小) 判昭46・6・25……………250、359
- 最(2小) 決昭46・7・2……………208
- 最(3小) 決昭46・7・20……………295
- 最(3小) 決昭46・9・28……………386、613
- 最(3小) 判昭46・9・28……………539
- 最(1小) 判昭46・10・14…24、506、510、515、519
- 最(2小) 決昭46・10・27……………15
- 最(1小) 判昭46・12・23……………442
- 最(2小) 判昭47・1・21……………271
- 最(3小) 決昭47・3・28……………544
- 最(1小) 判昭47・5・4……………68
- 最(2小) 判昭47・6・2……………452
- 最(1小) 判昭47・11・16……………257、305、360
- 最大判昭47・11・22……………485
- 最(2小) 決昭48・2・12……………47、106
- 最(1小) 判昭48・3・15(刑集27・2・100) ……573、  
589、594
- 最(1小) 判昭48・3・15(刑集27・2・128) ……674、688
- 最(1小) 判昭48・3・22……………310
- 最(3小) 判昭48・4・10……………24
- 最(1小) 判昭48・4・19……………221、510、515、519
- 最(3小) 判昭48・5・22……………72、80、326
- 最(3小) 決昭48・8・7……………590
- 最(2小) 判昭48・12・21……………598
- 最(3小) 判昭48・12・25……………504
- 最(1小) 判昭49・2・21……………598
- 最(2小) 決昭49・4・6……………251、359
- 最大判昭49・5・29(刑集28・4・114) ……94、195、  
459、482、604
- 最大判昭49・5・29(刑集28・4・151) ……94、386
- 最大判昭49・5・29(刑集28・4・168) ……387、724
- 最(2小) 決昭49・10・14……………94、388、459
- 最(1小) 決昭49・11・28……………94、389、460
- 最(2小) 決昭49・11・28……………194、195
- 最(3小) 判昭50・1・21……………599
- 最(2小) 決昭50・2・10……………565、591、594
- 最(1小) 判昭50・4・3……………577
- 最(2小) 判昭50・5・23……………195、197、389
- 最(3小) 判昭50・5・27……………461
- 最(1小) 決昭50・9・11……………75、272
- 最大判昭51・9・22……………604
- 最(2小) 決昭52・2・7……………282
- 最(2小) 決昭52・4・25……………647、705
- 最(1小) 決昭52・9・19……………443
- 最(2小) 決昭52・12・7……………298
- 最(1小) 決昭53・3・8……………367、655
- 最(1小) 決昭53・9・22……………490
- 最(3小) 決昭53・11・24……………661
- 最(3小) 決昭54・6・29……………675、685、687
- 最(3小) 決昭55・3・4……………475
- 最(3小) 決昭55・9・22……………489
- 最(2小) 決昭56・4・8……………706、707
- 最(1小) 決昭56・4・16……………706、707
- 最(3小) 決昭56・12・22……………707
- 最(3小) 判昭57・11・16……………631
- 最(1小) 決昭58・11・24……………704、721
- 最(3小) 決昭59・5・11……………117
- 最(3小) 決昭59・7・3……………378
- 最(2小) 決昭60・3・27……………121
- 最(1小) 判昭60・12・19……………36、106
- 最(2小) 判昭61・2・14……………121
- 最(1小) 判昭61・9・11……………35
- 最(1小) 決昭63・3・17……………131、320
- 最(2小) 決昭63・4・28……………282、334
- 最(2小) 決昭63・10・28……………652
- 最(1小) 判平4・10・15……………462、648
- 最(2小) 決平5・10・29……………198
- 最(1小) 判平9・1・30……………484、664
- 最(2小) 判平15・1・24……………81
- 最(2小) 判平15・11・21……………717
- 最(3小) 決平18・2・27……………32、373
- 最(2小) 判平18・7・21……………314、653

最(1小)判平26・1・20	96	最(2小)判平29・4・7	676
最(2小)決平29・3・27	701	最(1小)判令1・6・3	694

### 〈高等裁判所〉

東京高判昭29・7・19	542	東京高判昭41・1・14	543
東京高判昭30・1・28	542	東京高判昭41・2・28	632
東京高判昭30・2・14	720	広島高判昭41・4・14	385
名古屋高判昭34・3・16	101	東京高判昭41・5・27	607
大阪高判昭34・10・7	754	東京高判昭41・7・18	544
名古屋高金沢支判昭34・12・17	542	大阪高判昭41・9・20	587
東京高判昭35・8・29	442	大阪高判昭41・10・31	39、58、343
高松高判昭36・10・10	242	東京高判昭41・12・21	634
仙台高判昭36・10・24	605	福岡高判昭42・8・19	338
札幌高判昭36・11・9	605	大阪高判昭42・10・7	249
東京高判昭37・2・27	605	福岡高判昭42・10・21	45
東京高判昭37・7・30	2	東京高判昭42・11・8	433
名古屋高判昭37・8・27	480	広島高判昭43・2・20	338
東京高判昭37・10・19	364	大阪高判昭43・4・26	230
東京高判昭37・10・22	658	東京高判昭43・6・5	760
福岡高判昭37・10・26	563	東京高判昭43・11・25	588
名古屋高判昭37・11・26	40	大阪高判昭43・11・30	440
東京高判昭38・3・4	365	大阪高判昭44・1・27	576、578
東京高判昭38・4・12	755	名古屋高判昭44・2・6	321
名古屋高判昭38・5・29	540	福岡高判昭44・3・19	626
札幌高函館支判昭38・7・2	528	東京高判昭44・5・8	207
東京高判昭38・10・3	105、255	大阪高判昭44・5・14	40、343
東京高判昭38・11・20	295	福岡高判昭44・6・25	209
東京高判昭38・12・11	530	東京高判昭44・10・13	385
東京高判昭39・6・29	530	大阪高判昭44・12・22	712
名古屋高金沢支判昭39・7・21	390	仙台高判昭45・2・16	673
東京高判昭39・8・4	540	札幌高函館支判昭45・8・20	83
広島高判昭39・8・18	356	広島高判昭45・8・24	545
名古屋高金沢支判昭40・7・6	541	大阪高判昭45・9・17	41、342
大阪高判昭40・7・10	350	福岡高判昭45・11・16	29
東京高判昭40・7・23	51	東京高判昭45・11・25	657
名古屋高金沢支判昭40・12・23	481	東京高判昭45・11・26	205

- 東京高判昭46・2・8……………248、358  
 高松高判昭46・9・21……………691  
 大阪高判昭46・10・21……………654  
 東京高判昭46・12・22……………65、269  
 東京高判昭47・1・20……………41、343  
 仙台高判昭47・1・25……………451  
 東京高判昭47・5・29……………593  
 東京高判昭47・6・6……………759  
 大阪高判昭47・6・22……………713  
 大阪高判昭47・10・17……………89  
 東京高判昭47・12・6……………578  
 福岡高宮崎支判昭48・10・23……………589  
 東京高判昭49・2・27……………195  
 名古屋高判昭49・3・26……………318  
 東京高判昭49・3・28……………671  
 仙台高秋田支判昭49・6・25……………195  
 東京高判昭49・6・26……………195  
 福岡高那覇支判昭49・10・7……………672  
 東京高判昭50・1・16……………408  
 札幌高判昭50・2・13……………306  
 東京高判昭50・9・25……………692  
 福岡高判昭50・10・2……………394  
 札幌高判昭50・11・27……………296、327  
 東京高判昭50・12・2……………592  
 仙台高判昭50・12・10……………679  
 名古屋高判昭50・12・10……………43、344  
 東京高判昭51・1・12……………482  
 福岡高判昭51・4・28……………370  
 東京高判昭51・6・14……………297  
 名古屋高金沢支判昭51・8・12……………339  
 札幌高判昭51・8・17……………220  
 札幌高判昭51・9・7……………580  
 福岡高判昭52・3・16……………532  
 仙台高判昭52・8・30……………409  
 東京高判昭52・11・9……………661  
 福岡高判昭52・12・1……………695  
 広島高岡山支判昭53・2・15……………567  
 大阪高判昭53・6・20……………127  
 東京高判昭53・8・3……………19  
 東京高判昭53・8・9……………592  
 福岡高宮崎支判昭53・9・12……………487  
 東京高判昭53・10・11……………681  
 東京高判昭53・10・25……………29、272  
 東京高判昭54・3・29……………161  
 東京高判昭54・6・26……………44、344  
 大阪高判昭54・11・22……………307  
 東京高判昭54・11・27……………132  
 東京高判昭55・5・28……………243  
 東京高判昭55・6・19……………70  
 広島高判昭55・7・8……………110  
 福岡高判昭55・9・30……………237  
 福岡高判昭55・11・19……………395  
 東京高判昭55・11・25……………389、501、594  
 東京高判昭56・2・9……………60、269  
 東京高判昭56・2・18……………92、285  
 東京高判昭56・4・30……………594  
 大阪高判昭56・5・29……………209  
 名古屋高判昭56・7・14……………3  
 東京高判昭56・7・15……………303  
 大阪高判昭56・8・27……………258、595  
 福岡高判昭56・8・27……………285  
 東京高判昭56・9・10……………613  
 東京高判昭56・11・9……………689  
 大阪高判昭56・11・24……………347  
 高松高判昭56・11・30……………211  
 福岡高判昭56・12・16……………455  
 東京高判昭57・3・30……………421  
 広島高判昭57・5・18……………90  
 東京高判昭57・11・4……………368、655  
 東京高判昭57・11・9……………569、599  
 東京高判昭57・11・11……………423  
 福岡高判昭57・11・16……………682、686  
 東京高判昭57・11・29……………445  
 広島高判昭58・1・20……………266  
 大阪高判昭58・2・23……………91  
 札幌高判昭58・3・22……………231

- 東京高判昭58・4・25……………114  
東京高判昭58・6・1……………425  
東京高判昭58・6・2……………22  
東京高判昭58・6・6……………600  
東京高判昭58・6・9……………348  
東京高判昭58・9・6……………491、664  
高松高判昭58・9・19……………702、750  
名古屋高判昭58・9・26……………396  
大阪高判昭58・10・12……………601  
東京高判昭58・10・19……………658  
東京高判昭58・10・20……………605  
東京高判昭59・1・18……………136  
東京高判昭59・2・20……………505  
福岡高判昭59・2・29……………270  
東京高判昭59・3・14……………501  
仙台高判昭59・3・28……………139  
札幌高判昭59・4・10……………34、352  
福岡高判昭59・5・9……………272  
東京高判昭59・6・4……………508、518  
東京高判昭59・6・20……………274、288、361  
東京高判昭59・7・9……………25、366  
東京高判昭59・7・17……………118  
東京高判昭59・7・19……………361  
大阪高判昭59・7・27……………28、330、342  
東京高判昭59・8・8……………476  
東京高判昭59・9・10……………35、103  
大阪高判昭59・9・19……………384  
大阪高判昭59・9・28……………254、359  
福岡高判昭59・10・23……………140  
福岡高那覇支判昭59・10・25……………392  
名古屋高判昭59・10・31……………290、515  
東京高判昭59・11・30……………166、686、690  
東京高判昭59・12・27……………332、349  
札幌高判昭60・1・24……………129、320  
東京高判昭60・1・31……………570、596  
東京高判昭60・3・18……………23、104、263、299  
福岡高判昭60・3・27……………141  
仙台高秋田支判昭60・5・14……………698  
広島高判昭60・5・16……………404  
東京高判昭60・5・27……………277  
東京高判昭60・7・11……………405  
東京高判昭60・8・2……………111  
東京高判昭60・11・5……………369、656  
東京高判昭61・1・28……………169、184  
福岡高那覇支判昭61・2・6……………215  
東京高判昭61・2・24……………334  
大阪高判昭61・3・5……………130、320  
東京高判昭61・5・29……………378、448  
福岡高那覇支判昭61・6・11……………426  
大阪高判昭61・7・2……………518  
東京高判昭61・7・7……………406  
東京高判昭61・7・22……………412  
東京高判昭61・11・5……………722、764  
東京高判昭62・2・26……………322  
大阪高判昭62・5・1……………308  
大阪高判昭62・7・9……………533  
東京高判昭62・7・29……………281、334  
東京高判昭62・8・20……………172  
大阪高判昭62・9・4……………383  
東京高判昭62・9・17……………477  
名古屋高判昭62・10・13……………177  
大阪高判昭62・10・14……………5  
大阪高判昭62・10・27……………5、366、603  
仙台高判昭62・11・12……………414、477  
東京高判昭62・11・25……………142  
福岡高判昭63・2・29……………220  
東京高判昭63・7・21……………392  
広島高判昭63・11・22……………461、648  
名古屋高判平1・2・27……………227  
東京高判平1・4・26……………148  
大阪高判平1・5・10……………512  
東京高判平1・8・29……………180  
大阪高判平2・1・25……………523  
東京高判平2・2・20……………417  
名古屋高判平2・7・17……………244  
大阪高判平2・10・24……………610

- 大阪高判平3・1・29……………196  
 広島高判平3・3・8……………384  
 大阪高判平3・4・16……………198  
 大阪高判平3・4・26……………77、88  
 福岡高判平3・12・12……………278、546、572  
 東京高判平3・12・24……………37、107、669  
 東京高判平4・1・13……………649、704  
 広島高松江支判平4・7・20……………433  
 大阪高判平4・9・9……………186  
 仙台高判平5・2・1……………264、299  
 東京高判平5・3・29……………624  
 東京高判平5・4・22……………69  
 東京高判平5・8・9……………379、609  
 東京高判平5・9・24……………122  
 東京高判平6・8・9……………457  
 東京高判平7・2・21……………153  
 福岡高判平10・2・17……………464  
 東京高判平10・4・6……………469  
 東京高判平12・5・16……………191  
 東京高判平12・10・26……………193  
 東京高判平12・10・31……………15、475  
 福岡高那覇支判平12・12・26……………478  
 東京高判平13・5・10……………550  
 東京高判平13・6・12……………7、539  
 東京高判平13・10・24……………300  
 東京高判平13・12・18……………107  
 東京高判平14・4・12……………157  
 東京高判平14・4・16……………551、584  
 東京高判平14・5・31……………200  
 東京高判平14・9・13……………323  
 東京高判平14・10・21……………16  
 大阪高判平14・10・23……………7、475  
 東京高判平14・12・3……………643  
 仙台高判平15・10・9……………470、580  
 東京高判平16・3・30……………473  
 東京高判平17・5・25……………18、539  
 大阪高判平19・4・13……………428  
 東京高判平19・6・11……………596  
 名古屋高判平19・9・3……………122  
 東京高判平20・7・15……………725  
 東京高判平23・12・7……………20  
 東京高判平24・9・25……………375  
 東京高判平25・2・20……………708  
 広島高岡山支判平25・3・27……………610  
 東京高判平25・5・8……………665  
 東京高判平25・6・7……………579  
 東京高判平25・6・11……………537  
 名古屋高判平26・8・21……………377  
 高松高判平26・10・23……………109  
 札幌高判平26・12・2……………113  
 高松高判平26・12・9……………458  
 東京高判平27・1・9……………431  
 札幌高判平27・5・19……………382、438  
 札幌高判平28・2・4……………603  
 福岡高判平28・2・17……………474  
 福岡高那覇支判平28・8・16……………443  
 大阪高判平28・12・6……………693  
 大阪高判平28・12・16……………444  
 東京高判平29・4・12……………572、597  
 東京高判平29・9・8……………47  
 福岡高判平29・9・29……………397  
 東京高判平30・5・18……………398  
 東京高判平30・10・3……………611  
 大阪高判平30・10・4……………534  
 福岡高判令1・11・14……………202  
 大阪高判令1・11・15……………399  
 東京高判令1・12・25……………429  
 福岡高判令2・7・22……………400  
 東京高判令2・9・10……………573  
 大阪高判令2・11・6……………562  
 福岡高判令3・4・14……………301  
 大阪高判令3・6・11……………402  
 東京高判令3・6・17……………434  
 東京高判令3・10・27……………204  
 東京高判令4・11・17……………575

## 〈地方裁判所〉

大津地彦根支判昭41・7・20……………585	大阪地判昭59・2・29……………114
神戸地判昭42・11・29……………757	水戸地判昭59・3・15……………123、319
札幌地室蘭支判昭43・1・13……………744、765	松山地大洲支判昭59・6・28……………456
甲府地判昭44・5・10……………645	千葉地判昭60・2・21……………333
京都地判昭44・11・22……………628	千葉地判昭60・9・9……………371
岡山地判昭46・12・3……………667	熊本地判昭61・11・17……………510
名古屋地判昭47・2・15……………629	東京地判昭62・7・21……………634
徳島地判昭48・7・9……………393、764	東京地判平1・2・27……………84
盛岡地判昭49・4・25……………591	大阪地判平1・5・29……………448
水戸地判昭49・6・7……………374	大阪地判平2・5・8……………200
千葉地判昭52・3・14……………403	名古屋地判平3・1・18……………97、104
大阪地判昭52・12・15……………565	大津地判平6・4・6……………547、572、596
宮崎地判昭53・3・17……………486	大分地判平9・6・23……………467
大阪地判昭54・8・15……………640、706	東京地判平9・6・25……………420、431
大阪地判昭55・8・27……………499	大阪地判平18・12・21……………426
大阪地判昭56・5・15……………617	さいたま地判平20・6・5……………438
大阪地判昭56・6・4……………367、700	東京地判平20・7・16……………462
福井地判昭56・6・10……………453、498	札幌地判平27・1・27……………381、437
京都地判昭56・10・23……………252	横浜地判平27・6・9……………709
浦和地判昭56・11・5……………538	山形地判平29・2・27……………660
浦和地越谷支判昭56・11・6……………410、455	津地判平29・3・22……………377
岡山地倉敷支判昭58・1・7……………10、367、503	横浜地判平29・7・14……………660
大阪地判昭58・2・10……………545、581	名古屋地判平30・3・7……………289
大阪地判昭58・3・16……………134、190	札幌地判令2・1・10……………513
水戸地決昭59・1・24……………125、191、227、319	

## 〈簡易裁判所〉

大垣簡判昭37・4・30……………617	水口簡判昭43・8・2……………614
下関簡判昭37・9・29……………61、352	大阪簡判昭43・10・8……………670
奈良簡判昭38・7・17……………751	神戸簡判昭43・10・29……………677
奈良簡判昭39・6・22……………485	神戸簡判昭43・11・20……………678
鹿児島簡判昭39・10・12……………49	高崎簡判昭44・2・24……………672
大阪簡判昭41・3・5……………103	熊野簡判昭44・11・25……………684
岩見沢簡判昭41・7・13……………336	川島簡判昭45・3・3……………239、514、688
山形簡判昭43・1・30……………587	墨田簡判昭46・6・21……………690

## 774 判例索引

函館簡判昭46・6・30……………	607	京都簡判昭56・10・13……………	419
山形簡判昭48・2・27……………	679	吹田簡判昭56・12・11……………	503
掛川簡判昭52・8・5……………	638	水戸簡判昭57・1・20……………	127
神奈川簡判昭56・1・23……………	496、664	神戸簡判昭58・4・25……………	38、67
神奈川簡判昭56・3・23……………	162	堺簡判昭61・8・27……………	111
神奈川簡判昭56・3・31……………	56	前橋簡判平1・10・4……………	183
名古屋簡判昭56・6・26……………	685	京都簡判平7・12・15……………	26、353、666

### 〈家庭裁判所〉

東京家決昭55・6・18……………	499
-------------------	-----

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反です。

## 必携 交通事件重要判例要旨集〔第3版〕

---

令和6年3月20日 第1刷発行

編著者 交通事件判例研究会  
発行者 橋 茂 雄  
発行所 立 花 書 房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電 話 03(3291)1561(代表)  
FAX 03(3233)2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

---

平成25年9月20日 初版発行 令和元年8月10日 第2版発行  
令和4年6月10日 第2版第3刷発行

©2024 交通事件判例研究会 印刷・製本 倉敷印刷  
乱丁・落丁の際は当社でお取替いたします。